

## 《令和3年度決算》 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地  
区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっている。

令和3年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のため  
に借り入れた地方債の償還金のほか、公共下水道事業費、仁良川地区土地区画整理事業費など  
の市街化区域内の整備に充当している。

### 【都市計画税充当事業一覧】

(単位:千円)

予算科目			事業名	令和3年度 決算額	財源内訳				
					国 県 支出金	地方債	その他		一般財源
							負担金・使用料・ 基金繰入金など	都市計画税	
8	2	1	市道維持管理事業	232,815		11,761	44,286	9.0	176,768
8	4	2	仁良川地区土地区画整理 事業特別会計繰出金	266,270			82,661	16.9	183,609
8	4	3	下水道事業会計負担金	373,864			116,062	23.7	257,802
8	4	4	公園施設維持管理事業	132,152	100	3,833	48,064	9.8	80,155
12	1	1	市債元金償還費	3,062,918		29,066	198,763	40.6	2,835,089
合 計				4,068,019	100	44,660	489,836	100.0	3,533,423